

農業用使用済みプラスチック収集運搬車両リース及び運転手派遣事業

仕 様 書

公益社団法人 茨城県農林振興公社

## 1 業務概要

公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が行う農業用使用済みプラスチック（以下「廃プラ」という。）収集運搬事業に使用する運搬車両 3 台をリースすること及び当該車両の運転手 5 名以上を労働者派遣事業により公社へ派遣し、園芸リサイクルセンター（以下「センター」という。）長の指揮により、県内 44 市町村の一時回収場所から県内所定の処分場まで一般貨物自動車運送事業として運搬すること。

詳細及びその他業務については、下記のとおり。

## 2 業務場所

茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1

センターを営業所及び車庫とする。

ただし、受託者の希望により貨物自動車運送事業法その他関係法令が定める要件を全て満たす場合に限り、センターから直線距離で 10km 以内に車庫を設けることができる。その場合、車庫において、運行管理及び整備管理ならびに車両の日常点検が適切に行える環境が整備されていること。

## 3 車両の仕様等

- (1) 20 m<sup>3</sup>以上積載可能な脱着装置付コンテナ専用車又はダンプ車 3 台
- (2) 全ての車両が「運行記録計」を装着していること。
- (3) 左右のドア部又はキャビンへ事業者名が表示できる仕様であること。

## 4 運転手の資格等

- (1) 5 名以上の全員が、公社が借り入れる車両の運転免許を保有していること。
- (2) 運転手を含む落札者の役職員のうち、少なくとも 5 名以上が、廃プラスチック類のうち、塩化ビニール及びポリエチレンの識別が確実にできる者であること。
- (3) 運転手のうち、少なくとも 5 名以上は、フォークリフト運転技能講習の修了者であること。
- (4) 運転手のうち、少なくとも 3 名以上は、車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習の修了者であること。
- (5) 運転手を含む落札者の役職員のうち、少なくとも 2 名以上は運行管理者の資格を持つ者とし、うち 1 名は当事業業務へ従事できる者であること。
- (6) 運転手を含む落札者の役職員のうち、少なくとも 2 名以上は整備管理者の資格を持つ者とし、うち 1 名は当事業業務へ従事できる者であること。

## 5 業務内容

- (1) 茨城県内 44 市町村が設置する一時回収場所（令和 7 年度 61 か所。変動の場合あり。）から、県内の定められた産廃処分場へ、一般貨物自動車運送業として運搬する。
- (2) 排出量の多い市町村では、積込用重機が用意されるので重機を使用して積み込む。それ以外の市町村においてはリフト使用等の手積みとなる。

- (3) 勤務日は、重機使用積込場所を含めて、前年度末までに公社が落札会社に通知するので、その日程により必要な運転手を派遣する。
- (4) 排出量の少ない地域では、輸送効率を上げるため同一日に2~3か所積む場合がある。
- (5) 市町村の要望があった場合、回収の際に塩化ビニール及びポリエチレンの分別に関する助言、指導を行うこと。
- (6) 運行管理者補助者として、点呼等を行い、運行管理者を補助すること。
- (7) 公社が行う一般貨物自動車運送業の整備管理者として、業務を行うこと。
- (8) 塩化ビニールの収集運搬  
東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1 に所在するセンターへ搬入する。
- (9) ポリエチレンの収集運搬
  - ①搬入先は、各市町村が契約する県内の産廃処分場等となる。
  - ②具体的な搬入先は、概ね 1 週間前に計画を示すが、搬出量過多により、当日変更になる場合がある。
- (10) 回収場所の指定時刻に間に合うように出庫するが、出庫前 30 分及び帰庫後 30 分は勤務時間とし、この中で点検及び清掃を行う。
- (11) センターで保管する原料用廃プラの在庫量を実測するため、対象物を積み込み、センターに設置する台貫により計量する。(年 1 回)
- (12) センターが排出する原料に適合しない廃プラを積み込み、公社が指定する産廃処分場へ運搬する。(年数回程度。場合により排出がないこともある。)

## 6 【参考】

運転手（運搬車両 3 台）拘束時間

令和 6 年度実績

### (1) 廃プラ回収

①勤務日は、月曜日から金曜日で、祝日の運搬はない。

運搬日 6 月 1 日から翌年 3 月 11 日まで

②排出量の多い市町村では、早朝の出庫がある。

勤務時間 3,113 時間（一日の勤務時間が 8 時間以内の延べ時間）

時間外勤務 597 時間（一日の勤務時間が 8 時間を超えた延べ時間）

### (2) 原料用廃プラ在庫量実測

勤務時間 48 時間（一日の勤務時間が 8 時間以内の延べ時間）

時間外勤務 21 時間（一日の勤務時間が 8 時間を超えた延べ時間）

### (3) 廃プラ運搬（R6：年 3 回実施）

勤務時間 72 時間（一日の勤務時間が 8 時間以内の延べ時間）

時間外勤務 7 時間（一日の勤務時間が 8 時間を超えた延べ時間）